

労災年金受給者の皆様へ

ご存じですか?!

# ケアプラザ

厚生労働省が設置した労災特別介護施設



## ケアプラザ (労災特別介護施設) とは

ケアプラザは、労災事故に被災し、重度の障害を負われた労災年金受給者の方々に対して、24時間、看護師や介護士による専門的な介護を実施する施設です。

一般財団法人 労災サポートセンター

# ケアプラザのご案内

お問い合わせは  
お近くの ケアプラザ まで  
お気軽にどうぞ

## ケアプラザ岩見沢

北海道岩見沢市かえで町8-1-1  
Tel. 0126-25-9001



## ケアプラザ堺

大阪府堺市南区城山台5-2-1  
Tel. 072-291-7989



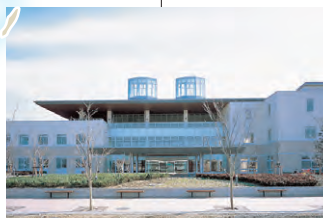
## ケアプラザ呉

広島県呉市神山2-1-15  
Tel. 0823-34-5577



## ケアプラザ宇土

熊本県宇土市松原町243  
Tel. 0964-23-2211



## ケアプラザ新居浜

愛媛県新居浜市阿島1-3-12  
Tel. 0897-67-1122



## ケアプラザ瀬戸

愛知県瀬戸市山手町294-5  
Tel. 0561-85-5400



## ケアプラザ富谷

宮城県富谷市明石台4-8-1  
Tel. 022-772-3311



## ケアプラザ四街道

千葉県四街道市中台511  
Tel. 043-433-0120



詳しくは  
ホームページで

# ケアプラザの 主な設備

## 個室

個室は約30m<sup>2</sup>の広さで、バス（一部シャワー）、トイレ、洗面所、ベッド、簡単なユニットキッチン及び身の回りのものを入れる収納棚を備えています。

また、ベッド部分と浴室・トイレにはケアコール端末（緊急通報装置）を設置しています。



個室の利用例

※標準的な間取り図です



(施設により多少異なります。)

## 浴室

個室内の浴室のほかに、寝たままでも入浴できる介護浴室と、リフトやスロープを備えた介助浴室が設置されており、どなたでも安心して入浴できます。



介護浴室



介助浴室

## 食事

入居者の状況により、食堂又はお部屋で食事を提供します。また、嚥下機能や、アレルギーに問題がある方には、配慮したメニューとしています。



食事の介助



食堂での食事



誕生日会での食事

# ケアプラザでの生活

ケアプラザでは、**看護師と介護福祉士が24時間体制で勤務**しており、労災病院等の協力医療機関への通院は、**看護師等が付き添ってマイクロバスで送迎**しますので、安心して入居いただけます。

また、入居者の皆様が潤いのある快適な生活が送れるよう、お花見会や納涼祭、運動会や年忘れ会など四季折々に各種の行事を行っています。また、日用品や介護用品などを販売している売店もあります。



マイクロバスでの送迎



ゲームを楽しむ入居者の方々



通信カラオケ室



書道クラブ



園芸クラブ

## 入居を希望される方

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害等級又は傷病等級が1級から3級に該当し、居宅において介護が困難と認められる方です。

なお、60歳以上で障害等級4級程度に該当する方も、居宅での介護が困難な場合は入居が認められる場合がありますので、ご相談ください。

ただし、現在入院加療を必要とされる方、感染性疾患に罹患されている方、その他集団生活ができない等、ケアプラザの運営に支障があると認められる方は入居できません。

## 入居費

### 施設利用料

施設利用料は、厚生労働省が定めた「入居費基準表」に基づき、入居者の年収に応じ、月額4万4千円から29万2千円までの16段階に区分されています。

また、扶養家族数に応じ、年収を減額する制度があります。詳しくは、各ケアプラザにお問い合わせいただくか、財団のHPをご覧ください。

### (施設利用料の計算例)

年間収入300万円、配偶者のみを扶養している方が個室に入居した場合

$$300\text{万円 (年間収入)} \times (1 - 0.42 \text{ (控除率)}) = 174\text{万円}$$

174万円が計算対象となる年間収入額となります。

174万円を「入居費基準表」に当てはめると、施設利用料は月額10万5千円となります。

### 介護費

原則として介護費は不要です。ただし、労災保険より介護の給付を受けている方は、労災保険の支給額と同額が介護費となります。

# 入居費用

入居費用は、施設利用料と介護費で構成されています。1か月当たりの入居費用は、次の入居費基準表のとおり年間収入の額に応じて区分されます。

なお、配偶者など扶養親族の数により、年間収入の額から、次の控除率を乗じて得た額を控除した残りの額が年間収入額になります。

配偶者等扶養親族の数	1人	2人	3人以上
控除率	42%	53%	58%

また、入居費用は、物価や賃金等の動向やケアプラザに関する施策の変更により改定される場合があります。

## 入居費基準表 (令和7年11月1日現在) (税込)(単位:円)

施設利用料	区分	年間収入による階層区分	月額
	1	～ 750,000	44,000
	2	750,001 ～ 1,050,000	54,000
	3	1,050,001 ～ 1,350,000	70,000
	4	1,350,001 ～ 1,650,000	87,000
	5	1,650,001 ～ 1,950,000	105,000
	6	1,950,001 ～ 2,250,000	123,000
	7	2,250,001 ～ 2,550,000	148,000
	8	2,550,001 ～ 2,850,000	162,000
	9	2,850,001 ～ 3,150,000	184,000
	10	3,150,001 ～ 3,450,000	206,000
	11	3,450,001 ～ 3,750,000	229,000
	12	3,750,001 ～ 4,050,000	252,000
	13	4,050,001 ～ 4,350,000	275,000
	14	4,350,001 ～ 4,650,000	286,000
	15	4,650,001 ～ 4,950,000	291,000
16	4,950,001 ～	292,000	

(注) 施設利用料は、個室に入居された場合の金額です。

多床室に入居された方や医師の処方により経腸栄養食を摂取される方の施設利用料はこれと異なりますので、労災サポートセンター又はケアプラザにお尋ねください。

## 介護費

労働者災害補償保険法で定める要介護障害程度区分が

- ◎常時介護を要する状態にある方 186,050円
- ◎随時介護を要する状態にある方 92,980円

同額が労災保険より支給されますので、実質的負担はありません。

# 短期滞在を希望される方 (在宅介護の方)

## (1) 短期滞在介護サービス

重度の障害、傷病を負われた労災年金受給者の介護をしておられる家族等が、旅行、病気、冠婚葬祭などのために一時的に介護ができなくなったときに、短期間利用していただくものです。

1回の滞在期間	原則として9泊10日以内
利用料金	1日につき4,700円 (食事代・消費税を含む。)

## (2) 日帰りサービス

重度の障害、傷病を負われた労災年金受給者の方に入浴、給食などの介護サービスを行うものです。週のうち施設が定めた1日(土日、祝祭日等を除く)午前10時から午後4時まで

利用料金	1日につき800円 (食事代・消費税を含む。)
------	----------------------------

## (3) 家族同伴短期滞在介護サービス

重度の障害、傷病を負われた労災年金受給者と家族と一緒にケアプラザに滞在し、職員と介護を行いながら日常生活動作等に関する介護手法を習得していただくものです。

1回の滞在期間	原則として9泊10日以内
利用料金	1名、1日につき4,700円 (食事代・消費税を含む。)



私たちが  
お待ちしております

(厚生労働省委託事業受託者)

一般財団法人 **労災サポートセンター**

〒102-0073 東京都千代田区九段北4丁目1番3号  
飛栄九段北ビル10階  
TEL 03-6834-2510  
FAX 03-6834-2530

<https://www.rousaisc.or.jp>

